

表 10 社会保険料、所得税・消費税・相続税の特徴の比較

	社会保険料(被保険者分)	所 得 税	消 費 税	相 繙 税	
機能・特徴	社会保障給付の対価として負担 受給権と結びつく (権利性高い) 対象となる賃金等の所得に上限、下限を設定。 所得比例又は定額の保険料。国民年金や国保の応益分は定額のため逆進的。 しかし、給付は所得の低い層に手厚いので、給付と合わせれば所得格差是正効果あり。	目的税としない限り、特別の給付と結びつかない。公共的サービスの財源として徴収。 注:消費税の国分の使途は、平成11年度予算から予算総則上基礎年金、高齢者医療、介護の費用に充てられることが記されている。	直接税。 累進税率。	間接税。 定率。	直接税。 累進税率。富の集中排除が機能の一つ。
対象者 (世代と)	被用者医療保険・年金: 被用者 国民保険・介護保険: 自営業・年金世代も対象 *高齢者医療制度等の負担の一部を拠出金として被用者保険制度が負担。	稼得世代が主。 近年公的年金控除の見直しで年金世代の課税強化も図られている。	すべての世代が、消費によって負担	主として中高年の相続人。基本的には被相続人が蓄積した資産が対象。 相続人にとっては原則的に不労所得。 *配偶者や事業承継者は部分的に遺産形成寄与	
保険料賦課・課税の最低限の所得	生活保護世帯以外、原則全ての者対象 低所得者に減免制度。 介護保険は、生活保護世帯からも徴収し保険料相当分を保護費に上乗せ。	課税最低限度 1. 夫婦・子1人 220万円 2. 単身又は共稼ぎ給与所得 114.4万円	消費すればすべて課税(逆進的) 医療等一定の必需サービスは非課税。 ヨーロッパでは食料品等は軽減税率	非課税限度額(基礎控除)5000万円+相続人1人につき1000万円の控除。 事業承継、小規模居住用宅地に優遇制度あり。 同一世代の配偶者には1億6000万円の税額控除	
経済活動への影響	現役の被用者保険制度の負担割合が大きいため、保険料の上昇が雇用に影響するおそれがあると言われている。	累進率が高いと中高所得層の就労意欲に影響するといわれる。 *累次の改正でかなりフラット化し税率軽減。	導入直前の消費駆込み需要と導入後の買控えと物価への影響。	増税しても現役世代への影響は少ない。 被相続人層の貯蓄意欲減による投資への影響考えられるが、逆に消費増による経済効果あり。 富の集中防止により、初期の競争条件の平等が経済を活性化(機会平等)	

(3) 相続税の対象を拡大することによる増税議論についての考察

(2) で見たように、社会保険料や所得税の増税は雇用等に対する影響が懸念されており、他方消費税は、逆進性が強い。これに対して、相続税は累進的で経済に対する影響も少なく、社会保障の給付と負担の世代間不平等の解決にも資する。

しかし、相続税の対象件数(被相続人数)は死者の4.2%にすぎず、その税収は2005年度で1.5兆円弱と国税収入の3.2%にすぎず、社会保険料(50兆円強)、所得税(13兆円、国税の26.4%)、消費税(国税分10.6兆円、国税の21.6%)に及ばない。

消費税や所得税などの基幹税とならないとしても、近年の政府税調で問題提起されているように、相続税の負担を「薄く広く」することで、課税強化することをどう考えるべきか。

国際比較をすると、消費税(付加価値税)と異なり、相続税の税収に占める比率は低い(表6-2)。カナダ、アメリカのように主として中小企業や農業の事業承継の障害への不満から縮小・廃止に向かっている国もある。しかし、死亡件数に対する相続税課税比率は、ドイツは14.6%、フランスは27.3%であるので、現在の日本の4.2%の課税対象ベースを拡大することはおかしいとは言えない。

経済学者の中には前述の国枝(2002)、駒村(2002)のように、相続税の機会の平等を果たす機能を重視して、相続税負担を軽減(「薄く」)することに反対する意見があるが、同時に社会保障負担をまかなうために相続税を広く強化すべきという主張が多い。(前注22～24駒村(2002)、高山(2004)、権丈(2004))

他方、租税法学者の方が、比較的少数の超富裕層に対象を限定して富の集中を排除する相続税の創設時の趣旨を尊重し、特に、バブル期など「庶民」が相続税支払いのため、宅地・家屋を譲渡しなければならなかったことを問題視して、課税対象の拡大に反対する意見が強い。(前注37、38及び40武田(1993)、首藤(2004)、岩田(2005))

しかし、①経済学者の実証研究(ホリオカ他(2002))によれば、もともと遺産を引継ぐ者は4割しかいないこと、②前述のように社会保障財源の主力に考えられている社会保険料や消費税は応益的に低所得層にも適用されるため、社会保険料や税負担の逆進度が増す可能性が高いこと、③既に地価バブルは沈静化し、小規模宅地、事業承継優遇策等の制度が講じられていることから、表4で見たように相続税の中の課税資産種別の比率は、不動産は1992年の80.2%が2005年に56%にまで減少し、事業用(農地)資産は0.5%にすぎなくなっているのに対して、金融資産の比率が1993年の14.6%から2005年には33.8%にまで上がっていること等から、基礎控除を現行の6000万円から大幅に引下げて、課税ベースを拡大し、増税してもいいのではないかと考える。

基礎控除を引下げても、居住用にしていないにもかかわらず評価額を軽減しているような不合理な優遇はとりやめつつ、小規模宅地や事業用資産の優遇策は継続し、被相続人と同一世代である配偶者控除や未成年者や障害者の税額控除を継続することで、「庶民」が小規模な宅地を譲渡して生活基盤を破壊されるようなことは、防げるものと考える。

7 おわりに

これまで、長々と、相続税制度の説明、制度の改正経緯、国際的な比較、経済学者の主張、租税法学者の主張などを紹介してきた。

そして、相続税を取り巻く状況の変化、社会保障財源確保の必要性、経済学、法律学の先行研究の整理から、社会保障財源としての社会保険料、所得税、消費税との比較においての相続税の利点を整理し、相続税の基礎控除の引き下げによる課税賦課ベースの拡大と、合理的な小規模宅地等の優遇策の継続によって、一定程度相続税を社会保障財源の一つとして拡大していくべきではないかという考察をまとめた。

平成 20 年度税制改正における政府の税制調査会の答申⁴⁵では、結論を平成 21 年度税制改正に先送りしつつ、中小企業の事業承継優遇策として「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)」が今後設立し、施行されればその施行日にさかのぼって表 11 に示された骨子の納税猶予制度が行われることが決定された。また、今後の検討課題として、課税方式を現在の法定相続で相続されたものと仮定して相続税総額が決定された後、その総額を実際の相続割合で分割する方式が、「ある相続人の申告漏れが他の相続人にも影響を及ぼす」ことの問題を指摘⁴⁶して、政府及び党の税制大綱で、実際の遺産取得額に課税する遺産取得税方式に改めることの検討を行うこと、並びに「格差固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的な見直しを検討する」とされている。最後の指摘は本稿の方向とも一致するものであるが、問題の大きさからなお予断を許さない多くの議論があることが予想される。

今後も社会保障財源確保のための税制研究の一環として相続税の研究も続けたい。

表 11 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度

- ① 中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)により経済産業大臣の認定を受ける一定の非上場の中小企業の事業承継を対象
- ② 当該中小企業の株式が同族関係者で合わせて過半数が所有されている場合で、そのうちの筆頭株主で経営者である被相続人から、やはり同族関係者が過半数の株式を所有し、そのうちの筆頭株主であり経営承継者である相続人に譲渡される場合
- ③ 事業承継者が納付すべき相続税額のうち譲渡株式(発行議決権株式総数の 2/3 を上限)の課税価格の 80%相当分の相続税の納税を猶予する。
- ④ 納税猶予対象となった株式を事業承継相続人が死亡時まで保有し続けた場合猶予税額は免除される。
- ⑤ 相続税法定申告期限から 5 年以内に①の大臣の認定が取り消された場合は、猶予全額を納付する。また、5 年経過後に対象株式を一部又は全部譲渡した時は、譲渡分の割合に応じて猶予税額の一部又は全部を納付する。
- ⑥ この特例を受けるためには対象株式を担保に供する。
- ⑦ 租税回避措置を防止するため個人資産の管理等を行う法人を利用する。
- ⑧ 中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)施行日以降の相続に適用する。

⁴⁵ 「平成 20 年度税制改正の大綱」平成 19 年 12 月 19 日(備考)事業承継税制

⁴⁶ 「平成 20 年度税制大綱」平成 19 年 12 月 13 日第二 2(3)事業承継税制

(参考文献)

- Barthold and Ito (1992) "Bequest Taxes and Accumulation of Household Wealth:U.S.-Japan Comparison" The Political Economy of Tax Reform, T.Ito and A.krueger,eds.University of Chicago Press
- 利勃他 (2002) 利勃・チャールズ・コウジ・山下耕治・西川雅史・岩本志保「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」『郵政研究所月報』2002年4月号
- 麻生良文 (1998) 「相続を通じた世代間移転」『経済研究』49巻4号一橋大学経済研究所
- 渥美由喜(2001) 「社会保障財源としての相続資産の活用」『研究レポート』富士総合研究所
- 岩崎正明(2005) 「相続税をめぐる諸問題」 水野正一編著 (2005) 『改訂版資産課税の理論と課題』?
- 岩下忠吾(2007) 『新版 総説 相続税・贈与税』 財経詳報社
- 内田貴(2004) 『民法IV[補訂版] 親族・相続』 東京大学出版会
- 一高龍司(2004) 「カナダ及びオーストラリアにおける遺産・相続税の廃止と死亡時譲渡所得課税制度」 首藤他(2004)
- 金子宏(2007) 『法律学講座双書租税法第12版』 弘文堂
- 川端泰之(2004) 「アメリカ合衆国における相続税贈与税の現状」 首藤他(2004)
- 菊地紀之(2005) 「相続税100年の軌跡」『税大ジャーナル』税務大学校
- 国枝繁樹(2002) 「相続税・贈与税の理論」『フィナンシャル・レビュー』第65号
- (2006) 「相続税と経済格差」 貝塚啓明編『経済格差の研究-日本の分配構造を読み解く』 中央経済社
- 権丈善一(2004) 『年金改革と積極的社会保障政策 -再分配経済の政治経済学Ⅱ』 慶應義塾大学出版会
- 駒村康平(2002) 「少子高齢化社会における遺産・相続の実態と相続制度改革」 宮島洋編『日本の所得分配と格差』 連合総合生活研究所
- 佐藤幸治(1991) 『憲法』 青林書院
- 柴由花(2006) 「スウェーデン相続税及び贈与税法の廃止」『土地総合研究』14巻2号
- 渋谷雅弘(2004) 「ドイツにおける相続税・贈与税の現状」 首藤他(2004)
- 首藤重幸(1999) 「相続税改革の視点」『税研87』日本税務研究センター
- (2004)-1 「相続税改革の論点」『税研115』日本税務研究センター
- (2004)-2 「補論 イタリアにおける相続税の廃止」 首藤他(2004)
- 首藤重幸・平川英子(2004) 「補章 フランスにおける相続税・贈与税の現状」 首藤他(2004)
- 首藤他(2004) 『世界における相続税法の現状』 日本税務研究センター
- 高野幸大(2004) 「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」 首藤他(2004)
- 高山憲之(2004) 『信頼と安心の年金改革』 東洋経済
- 武田昌輔(1993) 「相続税の今後のあり方」『税経通信』48巻10号

- 田中治(2005)「相続税制の再検討－相続財産の評価をめぐる法的諸問題」日本租税理論学会
編『相続税制の再検討』法律文化社
- 堀勝洋(2004)『社会保障法総論(第2版)』東京大学出版会
- 三木義一(1999)「相続税の抜本的改革への視点」『税経通信 vol.54 No.10』
(2000)『叢書民法総合判例研究 相続・贈与と税』一粒社
(2002)「相続・贈与税改革の論点」『税研 102』日本税務研究センター
- 宮島洋(2004)「経済財政白書から」『週刊社会保障』No.2298号法研

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究税制と社会保障に関する研究」

分担研究報告書

「我が国の所得格差－「全国消費実態調査」と「国民生活基礎調査」を用いて－」

研究協力者 小島 克久 国立社会保障・人口問題研究所室長

研究要旨

高度経済成長により国民の生活水準が向上した 1960 年代後半頃から、我が国は所得格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。しかし近年、我が国の所得格差は拡大傾向にある。そのような中、ジニ係数等を算出できる官庁統計が複数存在し、その水準を巡って議論がなされることがある。そこで、OECD が定めた基準に基づくジニ係数等の数値が利用できる総務省統計局「全国消費実態調査」と厚生労働省「国民生活基礎調査」を用いて、1980 年代後半以降の我が国の所得格差の動向について、比較等を行った。その結果、前者のデータによても我が国の所得格差は拡大傾向にあること、両者を比較すると、ジニ係数の水準等には相違が見られるが、年齢階級別のジニ係数の違い等で共通している点も見られることが分かった。

A. 研究目的

我が国では現在、所得格差をはじめ、格差に関する議論が盛んである。こうしたことなどを背景に、「格差社会」という言葉も国民の間に定着しているところである。こうした議論のきっかけとなったのは、橋木（1998）による指摘であるが、特にその中で、我が国を含む先進諸国のジニ係数の比較が大きな議論を呼んでいる。そもそも、所得格差の国際比較を行うには、所得の定義、ジニ係数等の所得格差に関する指標の算出方法等を統一しておく必要がある。こうした国際比較のための環境を整えているものとして、OECD “Income

Distribution Project” 等がある。この基準に基づいてジニ係数等の算出したものとして、総務省統計局「全国消費実態調査」と厚生労働省「国民生活基礎調査」等を用いたものがある。これらの官庁統計は、それぞれ目的や調査方法等が異なり、ジニ係数を算出した場合も、その結果が異なってくる。こうした違いが出てくる背景について議論をすることが多い。しかし、これらの官庁統計は、同じ我が国的一般の世帯を対象としているので、共通点を見出すことも可能ではないかと思われる。

こうした問題意識の下、本論文では、総務

省統計局「全国消費実態調査」と厚生労働省「国民生活基礎調査」を用いた分析結果等を用いて、我が国の所得格差の状況は統計によって大きく異なるだけなのか否かについて検証を行っていきたいと思う。具体的には、OECD基準による所得格差研究の枠組み等を概観した後、同基準を用いた「全国消費実態調査」で見た我が国の所得格差の状況を分析した。そして、その結果と同じ同基準による「国民生活基礎調査」からの数値との比較を行った。

B. 研究方法

本研究では、総務省統計局「全国消費実態調査」、経済企画庁経済研究所「日本の所得格差－国際比較の視点から－」（経済分析政策研究の視点シリーズ 11）で公表されている同調査の再集計結果の他、平成 14～15 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」、平成 11 年度厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「活力ある豊かな高齢社会構築の方策に関する研究」において行われた、厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果を引用・活用して、必要な分析を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は、総務省統計局等の公表資料の他、上記の厚生労働科学研究において国立社会保

障・人口問題研究所が承認統計調査票使用承認申請を行い、その承認を得た範囲で行った上記個票データの再集計結果を引用・活用する形で行われた。今回の研究では個票データの利用は行っておらず、データの流出、毀損等の個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

分析結果は以下のようになる。

- ① ジニ係数の分析を行っている官庁統計には、「国民生活基礎調査」、「全国消費実態調査」等複数の調査がある。その中から「全国消費実態調査」について OECD が定めた基準で算出されるジニ係数等の状況を見ると、等価可処分所得のジニ係数は 1984 年の 0.252 から 2004 年の 0.278 へと上昇しており、1980 年代後半から 2000 年代前半にかけて所得格差は拡大傾向にある。しかし、等価市場所得のジニ係数からの改善率は年を追うごとに上昇しており、所得格差は拡大していく中、所得再分配も大きく機能するようになっている。
- ② こうした所得格差をもたらしているものとして、雇用所得等の就労による所得があり、社会保障給付、税・社会保険料はこれを相当程度是正するものとして機能している。実際に、雇用所得は中所得層、高所得層で多く、低所得層では少

なくなっている。その一方で、社会保障給付（ここでは、公的年金・恩給）が総所得に占める割合は低所得層で高く、高齢化の進展に伴って社会保障給付は低所得層の所得の柱となっている。また、直接税・社会保険料の負担は高所得層ほど大きく、社会保障給付の割合とあわせて見ると、中低所得層では税や社会保障の受取り手であり、高所得層は出し手となっている。

③ 年齢階級別に見ると、所得水準は 18 歳未満、26～40 歳、65 歳以上で低く、その他の年齢階級で高い。この傾向は時系列で見ても安定的である。ジニ係数は、若年層で低く高齢層で高い傾向が見られる。また、年齢階級別に所得構成を見ると、雇用所得は 50 歳以下では所得に占める割合は高い。高齢期で高くなるのは財産所得等、社会保障給付（公的年金・恩給）である。

④ 同じ OECD 基準でのジニ係数等が利用できる「国民生活基礎調査」との比較を行うと、次のようになる。まず、ジニ係数の水準は「全国消費実態調査」の方が低く、「国民生活基礎調査」との差はわずかに拡大している。その一方で、ジニ係数の年平均上昇率には大きな差は見られず、どちらの統計を用いても 1980 年代後半以降の所得格差のトレンドは変わらない。

⑤ 所得構成を比較すると、雇用者所得、事業所得、社会保障給付等が総所得に占める割合を、低所得層と高所得層で比較すると、それぞれの所得の総所得に占める割合そのものには「全国消費実態調査」と「国民生活基礎調査」で差があるものの、変化の仕方が共通してみられる傾向がある。

⑥ 年齢階級別の所得格差の状況を比較すると、平均所得では、その水準が相対的に低いのは、18 歳未満、26～40 歳、65 歳以上であることが二つの調査で共通している。次に、年齢階級別の所得構成を見ると、事業所得等一部で二つの調査の間で違いが見られるが、共通して現れる傾向も多い。そして、ジニ係数の水準についてみると、年齢総数よりもジニ係数が低くなるのは、18 歳未満、26～40 歳、41～50 歳であり、この傾向は「全国消費実態調査」と「国民生活基礎調査」で共通している。高齢者のジニ係数が年齢総数よりも高くなる傾向も共通してみられるが、75 歳以上で「全国消費実態調査」の方が 5 ポイント程度低くなっているが、その他の年齢階級ではその差は少ない。

D. 考察

ジニ係数等の所得格差の状況を、「全国消費実態調査」と「国民生活基礎調査」で比較

すると、ジニ係数の水準等で違いがある他、所得の構成、ジニ係数の変化の程度、年齢階級別のジニ係数の傾向等で多くの共通点を見つけることができた。所得格差の議論を行う際には、ジニ係数等の指標の水準を中心にすることが多い。その際に、統計の間での違いを議論することもあり、ともすればどちらの統計がより事実を反映しているのか、なぜこうした違いが発生するのかということに議論が集中しがちである。後者については、既に述べたように、官庁統計にはそれぞれ調査の目的、方法等があり、同じジニ係数を求めても、それぞれの官庁統計が収集するデータの特性は異なってくる。このことがジニ係数の水準の「統計間格差」の背景であるということができる。

しかしながら、所得格差の議論の中で基本的かつ重要なのが、どのように所得格差が変化しているのか、どのような人々の間で所得格差が大きいかという議論である。こうした議論を行うには、ジニ係数の水準ではなく、その変化の仕方に着目することである。今回の分析の結果では、OECD基準のジニ係数等が利用できる「全国消費実態調査」と「国民生活基礎調査」とで共通している点を多く見つけ出すことができた。こうした「共通点」に着目した議論を行うことが、我が国の「格差社会」の現状の認識、そして対応の在り方を議論する際には重要ではないかと思われる。また、今回の分析では、「全国消費実態調査」

と「国民生活基礎調査」は既に集計され、公表されている資料を用いた。二つの調査のマイクロデータの利用など、分析のための根本的な条件をそろえることが出来る環境を整え、ジニ係数の水準に差が見られる背景等を定量的に確かめることも、こうした官庁統計間の所得格差の水準等の違いや共通する点等を精密に分析する上では、重要ではないかと思われる。

E. 結論

このように、「全国消費実態調査」のデータによっても我が国の所得格差は拡大傾向にある。また、「全国消費実態調査」と「国民生活基礎調査」を比較すると、ジニ係数の水準等には相違が見られるが、年齢階級別のジニ係数の違いやジニ係数の変化の仕方等で共通している点も見られ、こうした点に着目した分析を行うことが、我が国の所得格差への対応を考える上で重要ではないかということが分かった。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

我が国の所得格差

—「全国消費実態調査」と「国民生活基礎調査」を用いて—¹

小島 克久

(国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第3室長)

1. はじめに

我が国では現在、所得格差をはじめ、格差に関する議論が盛んである。そうしたこと等を背景に、「格差社会」という言葉も国民の間に定着しているところである。こうした議論のきっかけとなったのは、橋木（1998）による指摘であった。特にその中で、我が国を含む先進諸国のジニ係数の比較が大きな議論を呼んだところである²。そもそも、所得格差の国際比較を行うには、所得の定義、ジニ係数等の所得格差に関する指標の算出方法等を統一しておく必要がある。こうした国際比較のための環境を整えているものとして、ルクセンブルク所得研究（Luxembourg Income Study: LIS）やOECD “Income Distribution Project”がある。前者については、欧米諸国を中心に国際比較が可能な形で所得データを整備しているが、我が国は参加していない³。後者については、複数回にわたって行われているだけでなく、我が国のデータも含まれている。報告書は1996年に公表されたものがある他、最新のものは2004年11月に公表されている。この最新の報告書では、我が国については厚生労働省「国民生活基礎調査」のデータを元にジニ係数等が算出されている。ところが、このプロジェクトが1996年に公表した報告書では、我が国のデータは総務省統計局「全国消費実態調査」（1974～1994年）を元にしている。そして、近年（1999年と2004年）の「全国消費実態調査」の報告書では、このプロジェクトで用いられている所得の定義等の枠組みに基づいた所得格差の状況を公表している。また、小島（2006）等では、厚生労働省「所得再分配調査」を利用して、このOECDが定めた基準を用いてジニ係数等を算出し、必要な分析を行っている。このように、我が国の所得格差について、国際比較が

¹ 本論文は、総務省統計局「全国消費実態調査」、経済企画庁経済研究所「日本の所得格差－国際比較の視点から－」（経済分析 政策研究の視点シリーズ 11）で公表されている同調査の再集計結果の他、平成14～15年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」、平成11年度厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「活力ある豊かな高齢社会構築の方策に関する研究」において行われた、厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果を引用・活用した。この場を借りて、御協力いただいた方々に厚く御礼申し上げたい。

² 例えば、第145通常国会参議院予算委員会（1999年2月22日）で我が国を含む所得格差の国際比較の議論等が行われている。

³ ただし、白波瀬（2002）では、LISのデータと我が国のデータを合わせた分析を行っている。

可能な形での分析が増えている中、利用している官庁統計が複数にわたっている状態にある。

官庁統計は、それぞれの目的に応じて、調査対象、所得の定義等を定めているだけではなく、調査のために用いるルートも異なっている⁴。そのため、調査結果もその調査が持っている特性を反映したものとなり、ジニ係数等を算出しても、その水準等が統計により異なることが考えられる。ジニ係数の水準が統計により異なる背景について、松浦（2002）で指摘しているようなことについて検討することも重要である。しかしながら、こうした官庁統計に明らかに共通しているのは、母集団が我が国の世帯であり、その中から調査目的に応じて調査対象世帯を抽出している。そのため、これらの統計を元にして所得格差の分析を行った場合、相違点だけでなく共通点も見出すことができるのではないかと思われる。こうした問題意識の下、本論文では、総務省統計局「全国消費実態調査」と厚生労働省「国民生活基礎調査」を用いた分析結果等を用いて、我が国の所得格差の状況は統計によって大きく異なるだけなのか否かについて検証を行っていきたいと思う。具体的には、OECD 基準による所得格差研究の枠組み等を概観した後、同基準を用いた「全国消費実態調査」で見た我が国の所得格差の状況を見ていく。そして、その結果を同じ同基準による「国民生活基礎調査」からの数値との比較を行う。

2. OECD 基準による所得格差研究の枠組み等について

(1) OECD による所得格差分析研究について

OECD では Sawyer (1976) をはじめ、所得格差の国際比較研究を行ってきた。現在、OECD で行われているのは、”Income Distribution Project”である。この研究プロジェクトは、OECD 加盟国の所得水準や所得格差等に関する分析を行うことを目的としている。研究成果は OECD (1996)、OECD (2004) で 2 回公表されている（以下、第 1 回、第 2 回とする）。第 1 回には我が国を含む 12 力国が、第 2 回には我が国を含む 26 力国⁵が分析対象となっている。Sawyer (1976) の分析では、各国の公表データを元に分析を行ったが、これらの分析では、後述するような形で所得の定義、所得格差指標の算出方法等を統一し、LIS のデータを活用しつつ、加盟国に集計の仕様を示すことで、必要なデータ等を入手し、分析を行っている。第 1 回では、各国の所得格差の水準、時系列（1970 年代中頃、1980 年代中頃、1990 年代中頃を中心）での動きとともに、十分位別、世帯構造別に見た所得の構成、所得分布、低所得者の割合等について分析を行っている。しかし、年齢階級別のジニ

⁴ 例えば、総務省統計局「全国消費実態調査」では、都道府県や市町村を経由して調査を行うのに対して、厚生労働省「国民生活基礎調査」、「所得再分配調査」では、都道府県・保健所を設置する市（政令指定都市等）や保健所・社会福祉事務所を経由して調査を行っている。

⁵ 日本の他、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イス、トルコ、イギリス、アメリカ（日本以外はアルファベット順である）の 26 力国である。ちなみに現在の OECD 加盟国は 30 である（今回の分析の対象外は、アイスランド、ルクセンブルク、スロバキア、韓国である）。

係数等のデータ収集はあまり行われていなかった。そこで第2回では、年齢階級別の所得分布、ジニ係数等の新しい集計を加える一方で、2000年頃のデータを加えて、各国比較及び時系列（1970年代中頃、1980年代中頃、1990年代中頃、2000年頃）の分析を充実させている。我が国のデータは、第1回が総務省統計局「全国消費実態調査」⁶、第2回が厚生労働省「国民生活基礎調査」を元にしている。

(2)所得の定義、ジニ係数等の集計様式について

この研究では既に述べたように、所得の定義、算出すべき所得格差指標等を定めており、各国共通の枠組みの元で、データを提供するようになっている。こうした枠組みの中から、主なものをまとめると以下のようになる。

まず、分析対象は個人であるので、一人当たり可処分所得が用いられている。これは家計からの支出は、税や社会保険料を支払った後の可処分所得からまかなわれるからである。また、個人所得での分析では、データ利用の可能性の他、同居世帯員同士での世帯内所得移転の効果を見落すことにもなるからである。一人あたり可処分所得の算出に当たっては、個人が所属する世帯の規模の違いを考慮するために、等価尺度が用いられた⁷。等価弹性値は0.5であり、世帯所得を世帯員数の平方根で除する形で一人あたり所得を求めることとしている。

詳細な所得等の種類として、①雇用者所得、②事業所得、③財産所得等（利子・配当金、家賃・地代、その他の私的移転）、④社会保障給付（公的年金・恩給、その他の社会保障給付）、⑤直接税（所得税、住民税、固定資産税）及び社会保険料の5種類となっている。特に、①は、分析の必要に応じて世帯主、世帯主の配偶者、その他の世帯員の雇用者所得に分類し直している。①から④までの合計から⑤を控除したものが可処分所得であり、基本的にはこの可処分所得を元に分析が行われている。ただし、直接税や社会保障による所得再分配効果を検証するため、①から③の合計を市場所得として定義している⁸。これは、就労や資産運用の結果生じる収入や企業年金等の私的移転による所得であり、税や社会保障制度が存在しない場合の所得である。

次に、所得格差の指標として、ジニ係数（The Gini index）とMLD（The Mean Log Deviation、平方対数偏差）、SCV（Squared Coefficient of Variation、平方変動係数）の3種類が算出されている。ジニ係数は最もよく知られた所得格差指標であるが、MLDは人口構造に着目した要因分解が可能であり、所得格差を年齢階級別の貢献度に分解するという

⁶ 日本データは経済企画庁経済研究所（現在の内閣府経済社会総合研究所）が総務省統計局「全国消費実態調査」の個票データを再集計し、必要な集計表をOECDに提出している。詳細は経済企画庁経済研究所（1998）を参照。

⁷ 住居費等の世帯員全員で共通に消費する性格のものは、世帯員数が増加しても必ずしも比例的に支出が増加するわけではない、という考え方を背景に採られている方法である。この研究では世帯員数の平方根で世帯可処分所得を除する方法が採られているが（詳細はAtkinson（1995）参照）、世帯構成員の年齢別の生計費等を元に等価尺度を設定する方法もある（詳細は河野（1987）、高山・有田（1996）参照）。

⁸ 厚生労働省「所得再分配調査」で「当初所得」として定義されているものと同義である。

要因分解が可能である⁹。また、SCV は所得の種類別の要因分解が可能であり、「社会保障給付が高齢者の所得格差に与えた影響はどの程度なのか」という命題についての検証が可能である。また、ジニ係数等の所得格差指標の他に、低所得者の割合も算出している。これは、一定の所得以下の所得しか得ていない者の人口に占める割合である¹⁰。

さらに、時系列での分析を行うため、物価上昇への配慮を行うことが求められている。第 2 回の我が国のデータの場合、消費者物価指数を元に、1994 年と 2000 年の所得を 1985 年価格に換算している（1994 年で 13%、2000 年で 14% デフレートした）。

こうした定義のもとで、各国はジニ係数等を年齢階級別、世帯構造別に集計しており、ジニ係数等一部のものについては、等価可処分所得と等価市場所得の両方について算出している。また、等価可処分所得の所得十分位を元に、所得水準や世帯員分布に関する集計も行っている。第 2 回で採用された年齢階級別の分析については、年齢総数の他、0~17 歳、18~64 歳、65 歳以上の区分を原則とした集計を行うようになっている。世帯構造別では世帯主の年齢（65 歳以上か否か）、子供の有無・数、就業者の有無・数を元に世帯構造が定義されている。ただし、第 1 回では、年齢階級別のジニ係数等の集計が行われていない。

「全国消費実態調査」では第 1 回の仕様を元に、1979 年から 1994 年までの集計が行われ、その成果は経済企画庁経済研究所（1998）から公表されている。その後、1999 年や 2004 年の「全国消費実態調査」報告書でも、この OECD 基準に基づいた集計が行われている。しかし、集計は第 1 回の集計の仕様を引き継いでいる面があり、年齢階級別のジニ係数や年齢階級別の所得の構成等が集計されていない。また、世帯構造の分類項目も OECD が指示しているものと若干異なっている¹¹。さらに、社会保障給付については、公的年金・恩給だけであり、その他の社会保障給付は、その他の所得として財産所得等に含まれている。これは、同調査の調査票における社会保障給付の分類の仕方に起因するものと思われる。

3. 「全国消費実態調査」による所得格差の状況

既に述べた問題意識の下、まず OECD 基準で見た我が国の所得格差の状況を「全国消費実態調査」のデータから見ていくことにする。

(1)所得格差の状況

我が国の所得格差の状況を等価可処分所得ベースのジニ係数で見ると、1974 年には 0.266

⁹ 所得格差変化の要因分解も可能であり、その方法は、U.S. Department of Commerce (1993) による。この方法による分析として小島（2001）、小島（2003）がある。

¹⁰ こうした低所得者の割合（貧困率）の定義と高齢者の貧困率の測定は山田（2003）を参照。

¹¹ ただし、所得十分位別の世帯員の分布は年齢階級別に集計されている。その年齢階級の区分は、18 歳未満、18~25 歳、26~40 歳、41~50 歳、51~64 歳、65~74 歳、75 歳以上である。OECD の仕様では、世帯主の年齢と世帯の大人と子どもの人数、大人の就業状況を元に世帯構造を分類している。しかし、1999 年や 2004 年の「全国消費実態調査」では、大人と子どもの人数、大人の就業状況の二つを基準にして分類している。

であり、1984年には0.252へと若干低下した。しかしながら、その後は上昇に転じ、1989年には0.260、1994年には0.265、1999年には0.273になった。21世紀に入った2004年には0.278となり、1980年代後半から2000年代前半という、バブル期からその後の経済不況等の時期にかけてジニ係数は上昇し続けたことが分かる。既に述べたようにジニ係数等のデータが利用できる所得として、可処分所得の他に市場所得がある。そこで、ジニ係数が算出されている1984年から等価市場所得のジニ係数を見ると、1984年には0.298と0.3に近い水準にあった。その後はこのジニ係数も上昇傾向にあり、1989年には0.323、1994年には0.340、1999年には0.363となり、2004年には0.391と0.4に近い水準に達している。

ジニ係数を等価市場所得と等価可処分所得ベースのもので比較すると、前者が後者よりも高くなっている。例えば1984年では、前者は後者を0.046程度上回っており、2004年には、その水準は0.113程度と、両者の差が時系列で見て大きくなっていることが分かる。このことは、就労や財産運用だけの所得である市場所得の分配の不平等が拡大している一方で、税や社会保障による所得再分配により、相当な程度是正されていることを意味する。その程度をジニ係数の改善度で見ると、1984年が15.4%であったが、その後この割合は上昇し、1994年には22.1%、1999年には24.8%となり、2004年には28.9%に達している。このように、所得格差は拡大していく中、所得再分配機能が大きくなっていることが分かる。

また、1980年代前半以降ジニ係数は上昇傾向にある。そのテンポを、1984年から2004年にかけてのジニ係数の年平均上昇率で見ると、等価可処分所得が0.5%であるのに対して、等価市場所得が1.4%となっており、市場所得での格差拡大のテンポが大きいことが分かる。こうした結果が得られる背景であるが、バブル期そしてその後の不況による社会経済的変化が賃金格差に影響を及ぼしたことが考えられる。その一方で、高齢化の進展により、就業による所得がない者が増加したこととも考えられる（図1）。

（2）所得格差の背景—所得の種類別の金額等の分析—

所得格差の議論を行うときに、何が所得格差をもたらしたかを議論することがある。ここでは、所得の種類別に、その金額や所得階層別の構成比について見ていくことにする。所得階層については、等価可処分所得の十分位を基準にして、低所得層（等価可処分所得で第1十分位から第3十分位まで）、中所得層（同第4十分位から第7十分位まで）、高所得層（同第8十分位から第10十分位まで）とする。

可処分所得の金額を高所得層と低所得層で比較すると、2004年で3.26倍となっているが、これを所得の種類別に見ると、雇用所得、事業所得ではそれぞれ4.52倍、4.38倍と、可処分所得よりも高くなっている。その一方で、財産所得等、社会保障給付ではそれぞれ、2.04倍、1.14倍と可処分所得よりも低くなっている。雇用所得と事業所得といった就労による所得は、高所得層ほどその水準が高いことが分かる。財産所得等と社会保障給付について

は、前者は、所得に占める割合が低いこともあり、所得階層をこうした 3 つに分類した場合には格差が見られないこと、後者では、中低所得層に厚く配分されていることが背景にあるものと思われる。また、税・社会保険料は、高所得層は低所得層の 5.06 倍の負担となっており、税や社会保険料の負担が所得に対して応分のものになっていること、つまり、拠出の面で所得再分配が機能していることが分かる。

これを時系列で見ると、可処分所得では 1984 年の 2.88 倍から、1994 年の 3.05 倍、1999 年の 3.19 倍を経て、2004 年の 3.26 倍に至っている。これより、可処分所得の所得水準の高所得層と低所得層の格差が大きくなっていること、つまりジニ係数の上昇傾向を裏付ける動きとなっていることが分かる。雇用所得、事業所得についても同様の傾向が見られる一方で、財産所得等、社会保障給付ではこの倍率が低下する傾向が見られる。その背景を特に社会保障給付について見ると、低所得層でもその額を着実に増やしている。つまり、高齢化とともに低所得層を中心に、公的年金をはじめとする社会保障給付が、所得保障の柱としての位置が大きくなっていることがあるものと思われる（図 2）。

このように、所得格差をもたらしているものとして、雇用所得等の就労による所得があり、社会保障給付、税・社会保険料はこれを相当程度是正するものとして機能していることが、この「全国消費実態調査」のデータからも見て取ることができる。所得金額の格差は、所得の種類により異なっているが、このことがそれぞれの所得階層における、それぞれの所得源の位置を異なるものにしているものと思われる。そこで、各所得階層においてそれぞれの所得が総所得に占める割合がどの程度なのかについて見ていくことにする。

まず、全ての所得階層で共通して所得に占める割合が高いのは、雇用所得であり、2004 年の数値では低所得層から順にそれぞれ、58.1%、71.9%、75.9% となっている。中所得層、高所得層ではこの割合は 7 割を超えるが、低所得層では 6 割弱と、低所得層で低くなっている。事業所得は、2004 年で低所得層から順に 10.4%、7.0%、13.1% となっており、総所得の 1 割程度となっている。財産所得等もそれぞれ、6.1%、3.9%、3.5% となっており、低所得層で割合が高い。これは、利子・配当等の「財産所得」だけでなく、非同居の家族からの仕送りといった私的な移転を含んでいること、社会保障給付のうち、公的年金・恩給以外のものが、この財産所得等に含まれ、高齢化の進展等とともに、こうした手当の支給が増えていること等が背景にあるものと思われる。

所得階層の間で明確な違いが見られるのは、社会保障給付（ここでは、公的年金・恩給）である。社会保障給付が総所得に占める割合を 2004 年の数値で見ると、低所得層から順に、25.4%、17.1%、8.3% となっており、低所得層でこの割合が高いことが分かる。公的年金・恩給は、引退により所得源が失われる老後の経済生活を担うものである一方で、所得が特に高い高齢の雇用者には、年金支給額が調整される制度もある。こうしたことから、高齢化の進展に伴って社会保障給付は低所得層ほど割合が高くなっているものと思われる。

直接税・社会保険料の負担について見ると、2004 年で低所得層から順に、-12.8%、-13.4%、-18.5% となっており、高所得層で値が大きくなっていること、高所得層ほど負担が大きいこと

が分かる。既に見た社会保障給付の割合とあわせて見ると、低所得層から順に 12.6%、3.7%、-10.2% となり、中低所得層では税や社会保障の受取り手であり、高所得層は出し手となっていることが分かる。

時系列で見た動きを見ると、次のようなことが分かる。雇用所得の割合は中高所得層では、70%台で安定的に推移しているが、低所得層では 1984 年の 51.8% から変動はあるものの、上昇している。その一方で変化が大きいのは、事業所得と社会保障給付である。事業所得の割合は全ての所得階層で低下傾向にあるが、特に低所得層での傾向が顕著である。その一方で、社会保障給付の割合は、全ての所得階層で上昇傾向にあるが、特に低所得層での上昇が顕著であり、1984 年の 9.9% から 1999 年には 21.5% と 2 割を超え、2004 年の 25.4% に至っている。こうした変化の背景として、①就業構造の変化により、自営業者が減ってきたこと、②高齢化伴い、公的年金を受給する世帯が増加し、特にその恩恵が低所得層で顕著であったこと等を挙げることができる（図 3）。

（3）年齢階級別の所得格差

年齢総数で見た所得格差等の状況は上記で述べたとおりである。年齢階級別の状況については、ジニ係数を直接求めた結果は存在しないが、所得水準、十分位別の分布等については、年齢階級別の結果を利用することができる。そこで、これらのデータを直接用いる、またはジニ係数を試算する等により、年齢階級別の所得格差等の状況について見ていくと思う。ここで取り上げる年齢階級は、18 歳未満、18～25 歳、26～40 歳、41～50 歳、51～64 歳、65～74 歳、75 歳以上とする。

（a）所得水準

まず、所得水準について年齢総数を 100 とした指数で見ると、次のようなことが分かる。指数が 100 を下回るのは、18 歳未満、26～40 歳、65 歳以上であり、他の年齢階級では 100 を超える水準にある。具体的な水準を 2004 年の数値で見ると、18 歳未満では 87.7、26～40 歳では 96.3、65～74 歳では 93.9、75 歳以上では 95.7 となっている。26～40 歳は、ちょうど子育て期に入っている、子どもや一時的に就労を中断している女性等の家族が世帯員の中にいることが考えられる。そのため、等価尺度で一人当たり所得を求める際に、他の世代に比べて所得水準が低くなるものと思われる。18 歳未満については、この所得が低くなる年代の親と同居している者が相当な割合を占めているために、同じように所得水準が低くなっているものと思われる。また、65 歳以上については、就労から引退している者が多いこと、成人した子どもと同居していない者も多く、子どもの所得を所得源として期待できないことから、所得水準は低くなっているものと思われる。ただし、所得水準の指数が 100 を下回る水準とはいっても、指数の水準は少なくともおおむね 90 程度にあり、年齢間の所得格差が著しく大きいという訳ではないことに留意する必要があるものと思われる。時系列で見ると、所得水準の指数が 100 を下回るのは 18 歳未満、26～40 歳、65 歳

以上であり、その他の年齢階級では 100 を超える水準にある。また、指標の水準も安定的である。これより、年齢間の所得格差の現れ方は安定的であることが分かる（図 4）。

(b)ジニ係数

所得分布のデータからジニ係数を求めることができる。ここでは、年齢総数の等価可処分所得の所得十分位を元にした各年齢階級の世帯員分布を元にして、年齢階級別のジニ係数を求め、年齢総数のジニ係数を 100 とした指標を求めた。その結果から、所得格差の水準の年齢による違いについて見ていきたいと思う。なお、ジニ係数の算出には所得十分位別の所得の平均値が必要であるが、ここではデータ利用可能性の関係から年齢総数ベースのもので代替した¹²。

年齢階級別のジニ係数について年齢総数を 100 とした指標で見ると、若年層で低く高齢層で高い傾向が見られる。指標が 100 を下回るのは、18 歳未満、26~40 歳、41~50 歳となっている。18~25 歳はこれらの年齢階級よりもジニ係数は高くなっているが、年齢総数ベースの水準とあまりかわらない。51 歳以上になるとジニ係数の指標は 100 を超え、特に 75 歳以上では指標は特に高くなる。時系列での変化を見ると、65 歳以上では指標は変動を持ちつつ低下するが、指標の水準自体は 100 を超えており、他の年齢階級よりも所得格差が大きいという傾向は安定して現れている。その一方で、若年層では指標の水準は安定的である。既に見たように、年齢総数のジニ係数は上昇傾向にあるので、この年齢階級での所得格差が拡大しているものと考えることでできるものと思われる（図 5）。

(c)所得構成

年齢階級別の所得の種類別の構成を見ると、どのような傾向が得られるのであろうか。既に見た所得の種類別の金額が総所得に占める割合について見ていくことにする。

まず雇用所得であるが、50 歳までは所得の大部分を占めているが、51 歳以上で急速にその割合が低下している。時系列で見ると、64 歳以下ではその割合は上昇しているが、65 歳以上では低下している。次に、事業所得についてみると、年齢が高くなるにつれて割合は上昇している。しかし、時系列ではどの年齢でも低下しており、就業構造の変化が影響しているものと思われる。財産所得等の割合を見ると、50 歳以下では 2% 程度であるが、51 歳以上では、この所得に公的年金・恩給以外の社会保障給付が含まれるために急速に上昇している。時系列では、50 歳以下では安定的である一方、51 歳以上、特に 65 歳以上では上昇する傾向にある。

社会保障給付（公的年金・恩給）も財産所得等と類似した傾向を示しているが、年齢によるコントラストが明確である。50 歳まではその割合は低く、51 歳から上昇する。特に割

¹² この場合、実際のジニ係数より若干のずれが出ることも考えられるが、年齢総数のジニ係数について見ると、2004 年で 0.274 となり、同年の「全国消費実態調査」の報告書で公表されている数値（0.278）に極めて近い水準にあるので、この試算方法でも実態を反映した数値をとりあえず得ることができるものと思われる。

合が高くなるのは、65歳以上であり、高齢期の所得の相当な割合を占めるようになっている。時系列で見ると、65歳以上の割合の上昇が顕著である。そして、直接税及び社会保険料の負担の割合について見ると、64歳以下で高く、65歳以上で低く。特に前者では16~18%の水準で安定している。時系列では、64歳以下では安定的であるが、65歳以上で低下傾向が見られる（図6）。

4. 「国民生活基礎調査」との比較

OECD基準によるジニ係数は「国民生活基礎調査」を元にした結果もあり、金子・小島・山田（2004）、橋木（2006）で見られる他、OECD（2004）では日本データとして利用されている。また、官庁統計によるジニ係数の水準の違いについては、大竹（2000）等が指摘しているとおりである。ここでは、同じOECDが定めた基準により算出したジニ係数等の所得格差に関するデータについて、「全国消費実態調査」と「国民生活基礎調査」との比較を行う。具体的には、それぞれの最新年次の数値を用いた比較を行って、両者の間で見られる相違点とともに共通点についても考察する。

(1)ジニ係数の水準と動き

まず、ジニ係数の水準について見ると、「全国消費実態調査」の1984年のジニ係数が0.252である一方で、「国民生活基礎調査」の中で調査年が近い1986年のジニ係数は0.278となっている。厳密には単純な比較はできないものの、1980年代後半の時点で既に後者が前者よりも0.02程度高くなっている。時系列で見ると、二つの調査のジニ係数は1980年代後半以降、一貫して上昇する傾向にあった。直近の調査のジニ係数を見ると、「全国消費実態調査」が2004年で0.278、「国民生活基礎調査」が2001年で0.314となっており、後者が前者よりも0.04程度高くなっている。このように、「全国消費実態調査」のジニ係数は、「国民生活基礎調査」のそれよりも低く、その差もわずかに拡大していることが分かる。

こうした結果が見られる背景として、「全国消費実態調査」と「国民生活基礎調査」の二つの調査の仕組み等の違いを挙げることができる。二つの調査ともに、一般の世帯を対象にしているが、前者が学生の単身世帯等を調査対象外としているのに対して、後者が全てのタイプの一般の世帯を調査対象としている。また、税や社会保障給付についても、前者は税や社会保険料の拠出金を調査していないために、可処分所得の算出には仮定を置いた推計が必要であるのに対して、後者では世帯が回答した数値を利用できる。さらに、調査方法も前者が地方自治体を通じての調査である一方、後者は保健所、社会福祉事務所を通じての調査である。そして、前者には家計簿方式での収入支出の調査があるが、後者にはこうした調査はない。こうした調査の仕組み等の違いが、集まつてくるデータの質を異なるものにし、ジニ係数の水準の違いをもたらしているものと思われる。

二つの調査のジニ係数の水準に差があることが分かった。しかし、ジニ係数の上昇傾向が見られることは共通している。そこで、両者のジニ係数がどの程度のテンポで上昇して

いるかを見てみる。具体的には、それぞれの調査から得られるジニ係数を元に年平均上昇率を試算した。その結果、ジニ係数の年平均上昇率は、「全国消費実態調査」で 0.5%（1984 年～2004 年）、「国民生活基礎調査」で 0.8%（1986 年から 2001 年）となり、ジニ係数が上昇するペースには大きな差は見られないことが分かる。

このように、二つの調査の間では、同じ OECD 基準で見てもジニ係数の水準に差が見られるが、その変化の程度には大きな違いは見られない。よって、どちらの統計を用いても 1980 年代後半以降の所得格差のトレンドは変わらないということができよう（図 7）。

（2）所得構成

所得階層別の所得の構成について、「国民生活基礎調査」との比較を行う。具体的には、二つの調査から得られる雇用所得、事業所得、社会保障給付（公的年金・恩給）、直接税及び社会保険料について、総所得に占める割合を比較した。雇用所得は所得に占める割合が高く、事業所得は所得に占める割合が低下し、その一方で社会保障給付（公的年金・恩給）これが上昇している。このようにこれらの所得は、可処分所得や総所得の中で特有の地位を有するので、これらを比較対象とした。また、比較を行う所得階層はそれぞれの所得が総所得に占める位置にコントラストを有する。低所得層と高所得層とした。既に見たように、調査の属性、仕組み等が異なるため、所得構成の数値を単純に比することは現実的ではない。そこで、ここでは時系列で見た所得構成の変化のトレンドについて見ていくことにする。

まず、雇用者所得の割合であるが、低所得層では 1990 年代以降下傾向にあることが、「全国消費実態調査」、「国民生活基礎調査」で共通している。また、変化の速度も二つの調査で同じ程度となっている。こうした傾向は高所得層でも見られる。次に、事業所得の割合であるが、低所得層、高所得層ともに低下傾向にあるが、特に低所得層では 1980 年代末以降、低下の速度が二つの調査で同じようになっている。また高所得層では、1980 年代半ばから 2000 年頃の間で同様の傾向となっている。さらに社会保障給付の割合を見ると、低所得層、高所得層ともに割合は上昇傾向にある。その上昇の仕方は、「全国消費実態調査」、「国民生活基礎調査」で共通している。そして、直接税及び社会保険料の割合は、低所得層、高所得層ともに安定的であり、その水準は、「全国消費実態調査」、「国民生活基礎調査」の間で大きな格差は見られない。このように、それぞれの所得の総所得に占める割合そのものには二つの調査で差があるものの、変化の仕方が共通してみられる傾向があることが分かる（図 8）。

（3）年齢階級別のジニ係数等

年齢階級別の所得格差の状況について、「国民生活基礎調査」と比較するとどのような結果が得られるのであろうか。ここでは、「全国消費実態調査」（2004 年）と「国民生活基礎調査」（2001 年）を元にした OECD 基準の結果を用いて、平均所得、所得構成、ジニ係数